

農地等整備・保全推進事業費補助金等交付要綱

農林水産事務次官依命通知

制定 平成20年4月1日付け19農振第1969号

第1 農林水産大臣は、農地、農業用水及び農業用施設の整備・保全の推進、農山漁村地域の振興を促進する等のため、農地等整備・保全推進に要する経費、農村振興対策事業に要する経費及び中山間地域等振興対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるとおりとする。

第3 別表の事業の欄に掲げる事業の予算科目は次の科目をいう。

事業	予算科目
農地等整備・保全推進事業	農地等整備・保全推進事業費補助金
農村振興対策事業	農村振興対策事業費補助金
中山間地域振興対策事業	

第4 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) 別表の事業の欄に掲げる事業に係る経費の相互間の流用
- (2) 別表の1の事業の経費の欄に掲げる(1)から(5)までの経費の相互間の流用
- (3) 別表の2の事業の経費の欄に掲げる(1)から(9)までの経費の相互間の流用
- (4) 別表の1の事業の経費の欄に掲げる(2)のアからウまでの経費の相互間の流用
- (5) 別表の1の事業の経費の欄に掲げる(2)のイの(ア)から(ウ)までの経費の相互間の流用

第5 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条に規定する申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の申請書は、補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長等（北海道に主たる事務所が所在する補助事業者及び別記に掲げる補助事業者にあつては農林水産大臣、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。以下同じ。））に正副2部提出しなければならない。

3 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないもの（事業主体に係る部分）については、この限りでない。

第6 規則第2条の規定による申請書の提出の時期は、毎年度補助事業者の主たる事務所に所在地を管轄する地方農政局長等が別に定める日までとする。

第7 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号による変更承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第8 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるとおりとする。

第9 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長等の指示を求める場合には、補助事業の遂行状況とともに、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第10 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付のあった年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、地方農政局長（北海道に主たる事務所が所在する補助事業者及び別記に掲げる補助事業者にあつては農林水産省農村振興局長、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては沖縄総合事務局長）が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。

第11 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、正副2部を地方農政局長等へ提出するものとする。

2 第5の3ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して地方農政局長等へ報告しなければならない。

3 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項により減額した場合には、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により仕入れに係る消費税等相当額報告書を作成し、速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

第12 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

第13 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5ヶ年間整備保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則で定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第14 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

なお、当該財産のうち第12に規定する財産及び適正化法施行令第13条に規定するその他の財産については、規則に規定する期間内において、地方農政局長等の承認を受けて処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第15 交付決定額の下限は、3,500万円とする。

ただし、交付先の選定を公募により行うもの及び地方農政局長等が特に必要と認めるものについては、この限りではない。

2 補助事業者は、本交付要綱の補助事業に係る間接補助金の交付の決定をする場合においては、本事業の効率的かつ重点的な推進が図られるよう留意するものとする。

第16 補助事業者のうち民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。）である場合は、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第7号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付けて公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月末日までに1部を農林水産大臣に提出するものとする。

別記

別表の1の事業の経費欄に掲げる(1)及び(2)の経費により事業を実施する補助事業者

別表の1の事業の経費欄に掲げる(3)から(5)までの経費により事業を実施する補助事業者のうち都道府県土地改良事業団体連合会以外の補助事業者

別表の2の事業の経費欄に掲げる(2)から(6)までの経費により事業を実施する補助事業者

別表の3の事業の経費欄に掲げる経費により事業を実施する補助事業者

別表（第2関係）

事業	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
1 農地等整備・保全推進事業	(1) 高機能型農業水利施設支援対策事業費 補助事業者が高機能型農業水利施設支援対策事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振第2110号農林水産事務次官依命通知）第3の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額		
	(2) 土地改良施設機能更新等円滑化対策事業費 ア 補助事業者が土地改良施設機能更新等円滑化対策事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振1946号農林水産事務次官依命通知）第3の1の規定に基づいて行う事業に要する経費 イ 補助事業者が土地改良施設機能更新等円滑化対策事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振1946号農林水産事務次官依命通知）第3の2の規定に基づいて行う事業に要する経費及び第3の3の(1)から(3)までの規定に基づいて行う事業に要する次の経費 (7) 土地改良施設機能更新等円滑化対策検討委員会・法律相談事業費 (4) 土地改良施設用地情報収集事業費 (7) 土地改良施設用地調整推進事業費 ウ 補助事業者が土地改良施設機能更新等円滑化対策事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振1946号農林水産事	定額		

	<p>務次官依命通知) 第3の3の(4)の規定に基づいて行う事業に要する経費</p>			
	<p>(3) 戦略的畑地農業振興支援事業費 補助事業者が戦略的畑地農業振興支援事業実施要綱(平成18年4月3日付け17農振第1940号農林水産事務次官依命通知)第2の規定に基づいて行う事業に要する経費</p>	定額		
	<p>(4) 農村振興支援総合対策事業費 補助事業者が農村振興支援総合対策事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2447号農林水産事務次官依命通知)第2の1及び2の規定に基づいて行う事業に要する経費</p>	定額		
	<p>(5) 水土里情報利活用促進事業費 補助事業者が水土里情報利活用促進事業実施要綱(平成18年4月3日付け17農振第2015号農林水産事務次官依命通知)第2の1、2及び3の規定に基づいて行う事業に要する経費</p>	定額		
2 農村振興対策事業	<p>(1) 農村コミュニティ再生・活性化支援事業費 補助事業者が農村コミュニティ再生・活性化支援事業実施要綱(平成18年4月3日付け17農振第2170号農林水産事務次官依命通知)第3の規定に基づいて行う事業に要する次の経費 ア 都市から農村への定住等の促進 イ 定住や長期滞在の促進方策策定、新規住民を活用した集落の活性化方策の検討 ロ 支援体制の構築 ハ PR活動の実施</p>	当該補助事業に要する経費の2分の1以内	経費の欄に掲げるア及びイの経費の流用 経費の欄に掲げるアの(ア)、(イ)、(ロ)、(エ)、(オ)及び(カ)の経費のそれぞれについての30%を超える増減	事業主体の変更

- (エ) 新規住民等による地域文化活動や農ある暮らしの実施のための体制整備
- (オ) 新規住民の起業を促進するための体制整備
- (カ) 企業等との連携によるSOHO的農山漁村居住体制の整備
- イ 地域産業との連携の推進
 - (ア) 異業種連携の推進
 - (イ) 多様な主体による地域連携活動の促進
 - (ウ) 地域産業集積に向けた企業誘致
 - (エ) 地域産業マネージャーの育成・誘致
 - (オ) 人材バンクの設置・運営

経費の欄に掲げるイの(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(オ)の経費のそれぞれについての30%を超える増減

- (2) 賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業費
補助事業者が賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第2100号農林水産事務次官依命通知)第2の規定に基づいて行う事業に要する経費

定 額

事業費の30%を越える経費の増減

- (1) 事業実施主体又は事業実施機関の変更
- (2) 事業の中止又は廃止

- (3) 農村振興整備調査推進事業費
補助事業者が農村振興整備調査推進事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第1939号農林水産事務次官依命通知)第2の規定に基づいて行う事業に要する経費

定 額

- (1) 事業実施主体又は事業実施機関の変更
- (2) 事業の中止又は廃止

- (4) 景観・自然環境保全形成支援事業費

- ア 補助事業者が景観・自然環境保全形成支援事業実施要綱(平成19年4月2日付け18農振第1889号農林水産事務次官依命通知)第2の1、第2の2の(1)及び(2)並びに3の(2)の規定に基づいて行う事業に要する経費

定 額

<p>イ 補助事業者が同要綱第2の3の(1)の規定に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>当該補助事業に要する経費の2分の1以内</p>
<p>(5) 農業用水の自然エネルギーの活用支援事業費 補助事業者が農業用水の自然エネルギーの活用支援事業実施要綱（平成19年4月2日付け18農振第1912号農林水産事務次官依命通知）第2の規定に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>定 額</p>
<p>(6) グラウンドワーク推進支援事業費 補助事業者がグラウンドワーク推進支援事業実施要綱（平成17年4月1日付け16農振第2079号農林水産事務次官依命通知）第2の規定に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>定 額</p>
<p>(7) 農村地域IT化推進支援事業費 補助事業者が農村地域IT化推進支援事業実施要綱（平成19年4月2日付け18農振第1973号農林水産事務次官依命通知）第2の規定に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>定 額</p>
<p>(8) 農山漁村地域力発掘支援モデル事業費 補助事業者が農山漁村地域力発掘支援モデル事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第1876号農林水産事務次官依命通知）第2の規定に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>定 額</p>
<p>(9) 小規模・高齢化集落支援モデル事業費 補助事業者が小規模・高齢化集落支援モデル事業実施要領（平成20年4月1日付け19農振第1959号農林水産事務次官依命通</p>	<p>定 額</p>

<p>3 中山間地域振興対策事業</p>	<p>知) 第2の規定に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>人づくりによる農村活性化支援事業費</p> <p>補助事業者が人づくりによる農村活性化支援事業実施要綱(平成18年4月3日付け17農振第2005号農林水産事務次官依命通知)第2の規定に基づいて行う事業に要する次の経費</p> <p>ア 教育プログラムの開発のための検討会の開催</p> <p>イ 協力校におけるモデル授業の実施及びその結果を踏まえた教育プログラムの改良</p> <p>ウ 地場資源を活かした産地ブランドづくり及び起業化のための支援</p> <p>エ 地域産業マネージャーの育成のための研修会の開催</p>	<p>定 額</p>	<p>経費の欄に掲げるア、イ、ウ及びエの経費のそれぞれについての30%を超える増減</p>	
----------------------	--	------------	---	--

別記様式第1号（第5関係）（その17）

平成 年度農地等整備・保全推進事業費補助金等（小規模・高齢化集落支援モデル事業）
 交付申請書

番 号
 年 月 日

地方農政局長 殿

（北海道に主たる事務所が所在する団体にあつては農林水産大臣
 沖縄県に主たる事務所が所存する団体にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

住 所
 団 体 名
 代表者名 氏 名 印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地等整備・保全推進事業費補助金等交付要綱第5の規定により、補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

- (1) 水路、農道等保全管理活動支援事業
 ア 対象となる農用地

集 落 名	地 目	面 積
〇〇集落		

イ 活動内容

集落名	農業用施設	数 量	活 動 内 容
〇〇集落			

(2) 支援活動推進事業

活動項目	活 動 内 容

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費（補助事業に要した経費） (A+B)	負 担 区 分		積算の基礎	備考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)		
1 水路、農道等保全管理活動支援事業 2 支援活動推進事業 (1) (2)	円	円	円	円	
合 計					

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業完了（予定）年月日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金 そ の 他	円	円			
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 水路、農道等保全管理活動支援事業 2 支援活動推進事業 (1) (2)	円	円	円	円	
合 計					

6 添付資料

- (1) 地域協議会規約
- (2) 資産及び負債に関する事項
- (3) 収支予算（収支決算）

(注) 計画変更及び実績報告の場合にあっては、これらに変更のあった場合のみ添付すること。

別記様式第2号（第7関係）

（1. 補助事業に要する経費の配分の変更又は内容を変更しようとする場合）

平成 年度農地等整備・保全推進事業費補助金等（〇〇事業）変更承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 農林水産大臣の交付決定を受けている場合は農林水産大臣、内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている場合は内閣府沖縄総合事務局長 〕

〔 住 所
団 体 名
代 表 者 名 〕 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった農地等整備・保全推進事業費補助金等については、農地等整備・保全推進事業費補助金等交付要綱第7の規定に基づき下記のとおり計画を変更し
〔金 円〕の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、承認されたく申請する。

なお、その他については、申請書記載のとおりとする。

（注）金額の変更のない場合は〔 〕の部分を除くこと。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

（以下別記様式第1号（その1）から（その16）までの記に準じて作成すること。）

（注）1 表題の〇〇事業には、交付申請書の事業名を記載すること。

2 変更事項についてのみ作成し、変更に係る部分について変更前を括弧書で上段に記載すること。

（2. 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合）

平成 年度農地等整備・保全推進事業費補助金等（〇〇事業）変更承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔農林水産大臣の交付決定を受けている場合は農林水産大臣、内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている場合は内閣府沖縄総合事務局長〕

〔住所
団体名
代表者名 印〕

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった農地等整備・保全推進事業費補助金等については、農地等整備・保全推進事業費補助金等交付要綱第7の規定に基づき下記のとおり中止（廃止）したいので、承認されたく申請する。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）に伴う経費の配分の内容

（注）表題の〇〇事業には、交付申請書の事業名を記載すること。

平成 年度農地等整備・保全推進事業費補助金等（〇〇事業）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔農林水産大臣の交付決定を受けている場合は農林水産大臣、内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている場合は内閣府沖縄総合事務局長〕

〔住所
団体名
代表者名 印〕

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった農地等整備・保全推進事業費補助金等について農地等整備・保全推進事業費補助金等交付要綱第10の規定に基づき、下記のとおり第〇・四半期現在における事業遂行状況を報告する。

記

区 分	計画事業費 A	出来高事業費 B	進捗度 B/A	残高事業費	摘 要
	円	円	%	円	

事業着手年月日： _____
事業完了予定年月日： _____

- (注) 1 表題の〇〇事業には、交付申請書の事業名を記載すること。
2 区分欄には、別記様式第1号の(その1)から(その16)までの記の「3経費の配分」に記載された事項について記載すること。

平成 年度農地等整備・保全推進事業費補助金等（〇〇事業）実績報告書

番 年 月 日 号

地方農政局長 殿

〔農林水産大臣の交付決定を受けている場合は農林水産大臣、内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている場合は内閣府沖縄総合事務局長〕

〔住所
団体名
代表者名 印〕

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のあった農地等整備・保全推進事業費補助金等について、下記のとおり事業を実施したので、農地等整備・保全推進事業費補助金等交付要綱第11の規定により、その実績を報告する。

（なお、併せて精算額 円の交付を請求する。）

記

（注）

- 1 表題の〇〇事業には、交付申請書の事業名を記載すること。
- 2 記の記載事項は、交付申請書様式の記の記載要領に準ずる。
- 3 添付資料については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。
また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

別記様式第5号（第11関係）

平成 年度農地等整備・保全推進事業費補助金等（〇〇事業）仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 年 月 号 日

地方農政局長 殿

〔農林水産大臣の交付決定を受けている場合は農林水産大臣、内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている場合は内閣府沖縄総合事務局長〕

〔住所
団体名
代表者名 印〕

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があったこの事業について、農地等整備・保全推進事業費補助金等交付要綱第11の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
(平成 年 月 日付け 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注) 1 表題の〇〇事業には、交付申請書の事業名を記載すること。
2 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

財 産 管 理 台 帳

施設管理主体名：(住所) _____ 事業実施主体名(住所) _____ (名称) _____

農林水産省 管補助金名	施設管理主体名(住所)	事業実施主体名(住所)	年度	年度	年度	年度	事業の区別		処分期間		処分の状況		摘要
							経費	補助金	耐用年数	処分年月日	承認年月日	処分の内容	
事業種類	工種構造 施設区分	施行箇所 又は設置場所	事業量	着工日 年月日	竣工日 年月日	工期	総事業費 円	経費 補助金額 円	耐用年数 円	処分年月日	承認年月日	処分の内容	

(記載要領)

1. 処分の要領
 2. 処分の要領
 3. 処分の要領
 4. 処分の要領
 5. 処分の要領
1. 処分の要領
 2. 処分の要領
 3. 処分の要領
 4. 処分の要領
 5. 処分の要領

1. 補助金等の名称			
2. 事業の目的及び内容			
(1) 目的			
(2) 具体的な内容			
3. 交付先の公益法人の名称			
4. 交付実績額			千円(A)
5. 補助金等における管理費			
(1) 人件費			千円
(2) 一般管理費			千円
(3) その他の管理費			
内 容			金 額
-----			千円
-----			千円
合 計			千円
合 計			千円
6. 外部への支出			
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出			
支 出 内 容		支 出 先	金 額
-----			千円
-----			千円
-----			千円
-----			千円
合 計			(B) 千円
(2) (1)以外の支出			
支 出 内 容		支 出 先	金 額
-----			千円
-----			千円
-----			千円
-----			千円
合 計			千円
7. その他			
内 容			金 額
-----			千円
-----			千円
-----			千円
合 計			千円
8. 再補助等の割合			% (B/A)

(注)

- 「5. 補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該公益法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2)(1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。
「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該公益法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うものとする。
なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該公益法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。
「(2)(1)以外の支出」の具体例
旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料
- 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的な名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界がわかるよう記入する。
- 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 「8. 再補助金等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。